



2022年に変わる公的医療保険制度について



再び新型コロナウイルス(オミクロン株など)感染拡大による影響が日本全国に出てきております。連日の「過去最多感染者数」という報道と、遠方の友人の感染連絡に改めて感染対策を怠らず行い続けなければならないと思う次第でございます。

(1月22日(土)時点)

さて、私からは既にご存じの方も多いかもかもしれませんが2022年10月に変わる公的医療保険制度を、ご紹介をさせていただきたいと思います。

75歳以上が加入する「後期高齢者医療制度」は現在、病院の窓口負担は原則1割ですが、2022年10月以降、一定以上の収入がある世帯は2割負担になります。

これまでも75歳以上で年間約383万円以上(単身者の場合)の収入がある場合など、いわゆる「現役並み所得」がある層は3割負担でしたが、今回の改訂はそれ以下の収入でも広く2割負担となる見込みです。

以下、新たな制度対象者となります。

- ①「単身者」の場合は年金を合わせた収入が「年200万円以上」(課税所得28万円以上)
 - ②「夫婦世帯」の場合は年金を合わせた夫婦の収入が「年320万円以上」
- ※負担増となるのは全体の約20%に当たる約370万人の見込み

施行後3年間は「激変緩和措置」(窓口負担が2割になった場合、自己負担の増加額を1か月あたり最大3000円に抑える仕組み)講じる予定となっております。



総務課 半田

